

**障がい児長期休暇支援事業の
利用について**

休み期間中に日中活動の場所を提供することで、児童の健全育成を図るとともに、その家族の介護負担を軽減することを目的に障がい児長期休暇支援事業を実施します。

◆対象者

- 特別支援学級および特別支援学校在学中の方
- 在宅で生活している18歳以下の身体障害者手帳か療育手帳をお持ちの方
- 18歳以下の発達障がい(自閉症・アスペルガー症候群・学習障がい・注意欠如/多動性障がいなど)の方

◆期間

8月1日(火)～8月31日(木)
休み 土日・祭日

◆時間

午前8時30分～午後5時30分

◆内容

レクリエーション、音楽療法、リハビリテーション、創作活動、日常生活動作の支援、療育などの支援

◆利用料金(1人当たり)

1日600円

半日300円

◆開催場所

大方誠心園

◆持参するもの

お弁当

※事前の申込にて一食300円を提供ができません。

○申込・お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎43-2116



**臨時福祉給付金(経済対策分)
のお知らせ**

消費税率の引上げにともない、所得の低い方々への負担の影響を考え、簡素な給付措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

この給付金は、平成26年度から実施していますが、消費税の引上げ(8%→10%)が2年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給するものです。

◆支給対象者

平成28年1月1日時点で黒潮町に住民登録があり、平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない方が対象です。

ただし、次の方は対象外です。

- ・平成28年度の住民税(均等割)が課税されている方の税法上の扶養親族など
- ・生活保護制度の被保護者
- ・支給決定までに亡くなられた方など

◆支給額

給付対象者1人につき1万5千円

◆申請手続

支給対象と思われる方に4月下旬に案内書と申請書を送付いたします。申請書に必要な書類を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください。(郵送可)

◆申請期限

10月31日(火)まで

※当日消印有効

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時、振り込みます。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係

☎55-3112

ねんきん「コーナー」



**年金受給資格の期間が10年に
短縮されました**

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が、25年から10年に短縮されました。対象となる方に日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています。お手元に届きましたら、年金事務所にてお早めに手続をお願いします。ご自身の加入履歴が、国民年金第1号被保険者期間だけの方については、役場の年金担当窓口で、請求書を受け付けることができます。また年金事務所では手続の際は、事前予約でスムーズにご案内が可能です。「ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)」にお電話をお願いします。

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所

☎34-1616